

平成29年5月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成29年(ネ)第281号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 大阪地方裁判所平成28年(ワ)第3806号)

(口頭弁論終結日 平成29年3月21日)

判 決

東京都中央区晴海1丁目8番10号トリトンスクエアX棟

控 訴 人 C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス
株式会社

同職務執行者 浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人 黒 川 國 利

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 西 尾 剛

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を、次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、196万1833円及びうち182万8358円に対する平成24年12月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の骨子及び訴訟の経緯

本件は、貸金業者である控訴人の組織変更前の会社（CFJ株式会社）や同社が吸収合併した株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマットライフ」という。）との間で、継続的な金銭消費貸借取引をしていた被控訴人が、控訴人に対し、同取引について利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ）所定の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が生じており、控訴人は悪意の受益者であるから、これに民法704条前段の利息を付して返還すべきであるとして、平成28年4月18日までの過払金元本278万9489円及び確定利息77万7071円、並びに上記過払金元本に対する同月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めている事案である。

原審が、被控訴人の請求を全部認容したので、控訴人が、平成24年12月10日までの過払金元本182万8358円及び確定遅延損害金13万3475円、並びに上記過払金元本に対する同月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を超えて支払を命じる部分を不服とし、その限度で原判決を取り消し、取消部分の被控訴人の請求の棄却を求めて控訴をした。

2 前提事実（当事者間に争いが無い事実）

(1) 控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前は貸金業の規制等に関する法律。以下、改正の前後を問わず「法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

控訴人は、貸金業者であるディックファイナンス株式会社が、平成15年1月1日、同じく貸金業者であるユニマットライフ及びアイク株式会社を吸収合併し、CFJ株式会社へ商号変更した後、平成20年11月28日、合同会社へ組織変更した会社である（以下、前記吸収合併、商号変更及び組織変更の前後を問わず「控訴人」ということがある。）。

(2) 被控訴人は、平成9年11月4日、控訴人との間で利息制限法1条所定の制限を超過する利息の利率を定め、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される取引を開始し、同日から平成24年12月10日までの間、原判決別紙計算書1-1の「取引日」欄記載の各日に、「借入額」欄及び「返済額」欄記載のとおり、金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。。

3 争点

- (1) ユニマットライフとの取引とその後の取引との一連性—ユニマットライフとの取引に係る過払金返還請求権の時効消滅の成否（争点1）
- (2) 控訴人が悪意の受益者に当たるか（争点2）
- (3) 期限の利益喪失後に遅延損害利率が適用される取引の範囲（争点3）

4 争点に関する当事者の主張

争点に関する当事者の主張は、当審における控訴人の主張を含め、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中第2の2（2頁20行目から4頁11行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁20行目の「過払金の」から21行目の「ことの可否」までを、「ユニマットライフとの取引とその後の取引との一連性—ユニマットライフとの取引に係る過払金返還請求権の時効消滅の成否（争点1）」と改める。
- (2) 原判決3頁2行目の末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

「第1取引と第2取引との間に取引の空白期間が存在しないことや、契約の切替えであることから直ちに取引の一連性が認められるものではない。両取引は、返済方式が、第1取引は借入金額残高スライドリボルビング方式（借入時の残高を基準に返済金額が固定される）であるのに対し、第2取引は元利定額スライドリボルビング方式（返済による残高の変動に伴い返済金額も変動する）と大きく異なるほか、融資極度額、返済方法、カー

ド発行の有無等の客観的な契約条件も多々異なっており、第1取引の基本契約書が被控訴人に返却されていることからしても、一連の取引とはいえない。(最高裁平成24年9月11日第三小法廷判決・民集66巻9号3227頁参照)。」

(3) 原判決3頁16行目の末尾に「(争点2)」を加える。

(4) 原判決4頁2ないし3行目の「遅延損害金利率」を「遅延損害利率」と改め、11行目末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

「(4) まとめ

ア 被控訴人の主張

原判決別紙計算書1-1のとおり(なお、同「遅延損害金」欄記載の年26.28%の遅延損害金は認める)、平成28年4月18日時点の過払金元本は278万9489円、確定利息は77万7071円である。

イ 控訴人の主張

別紙計算書のとおり、平成24年12月10日時点の過払金元本は182万8358円、確定遅延損害金は13万3475円である。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も被控訴人の請求は全部理由があるものと判断する。その理由は、2において補正するほかは、原判決「事実及び理由」中第3(4頁13行目から7頁7行目まで)のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決4頁13行目の「過払金の」から14行目の「可否」までを、「第1取引と第2取引との一連性—第1取引に係る過払金返還請求権の時効消滅の成否」と改める。

(2) 原判決4頁15行目の「同一の」から26行目の「そして、」までを削り、5頁9行目の「上記合意」を「第1の基本契約に基づく取引により発

生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意」と改める。

(3) 原判決5頁12行目から6頁7行目まで(「事実及び理由」第3の1(2))を次のとおり改める。

「(2) 前提となる事実には、証拠(甲1, 乙6の1・2, 乙12の1・2, 乙20の1・2, 乙24の1・2, 乙32の1・2, 乙33)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次のとおり認めることができる。

すなわち、被控訴人は、ユニマットライフとの間で、第1取引を行っていたところ、平成15年5月1日、ディックファイナンス株式会社がユニマットライフ及びアイク株式会社を吸収合併し商号変更してCFJ株式会社となった。被控訴人は、同月23日、CFJ株式会社に51万9109円を返済し(完済により第1取引は終了)、同日、同社との間で基本契約を締結し、改めて60万円を借り入れ、第2取引を開始した。

第1取引の基本契約(平成13年9月20日締結)は、利用限度額を50万円(ユニマットライフが認めれば100万円まで増額可能)、借入利率及び遅延利率を29.20%、返済方式を借入金額残高スライドリボルビング方式、返済方法を口座送金又は現金書留とし、第2取引の基本契約は、融資極度額を120万円、借入利率及び遅延損害利率を29.20%、返済方式を元利定額残高スライドリボルビング方式、返済方法を支店又はATMでの支払若しくは口座送金とするものである。

控訴人は、第1取引と第2取引について、基本契約締結時の主体が異なること(ユニマットライフとCFJ株式会社)、融資極度額が異なること、返済方式が異なること(定額リボルビング方式と元利定額残高スライドリボルビング方式)、ATMカードの発行の可否などを指摘し、第1取引と第2取引が異なる取引である旨を主張する。たしか

に、ふたつの取引は、返済方式などについて違いはあるが、借入利率及び遅延損害利率は同一であり、利用限度額についても大きな違いはなく、担保の要否についても違いはない。また、第2取引開始の前後で、被控訴人の借入れや返済状況に大きな違いがあるわけでもない。

そもそも、第2取引の基本契約が締結されたのは、ユニマットライフを吸収合併してできたCFJ株式会社が、ユニマットライフの基本契約（第1取引のもの）と異なる内容の基本契約を設定したことに伴い、改めて契約を締結し直したものであるが、それ以上の目的があったわけではない。

したがって、第2取引は、ユニマットライフの吸収合併に伴い、第1取引を実質的に引き継ぐものということができ、被控訴人はもとより、控訴人も、そのように認識していたと考えられる。このことは、第1取引終了時の未収利息4568円を第2取引開始時の未収利息に計上していたことから窺える。

以上を総合すると、控訴人の指摘する差異は、第1取引と第2取引とを別個の取引と評価すべきほどの、契約の本質的な内容の変更とはいえ、第1取引と第2取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価すべき特段の事情があると認めるのが相当である。」

- (4) 原判決6頁10行目の「相当である」を「相当であり、また、第1取引に係る過払金返還請求権の時効消滅に関する控訴人の主張は採用できない」とそれぞれ改める。
- (5) 原判決6頁12行目の「制限超過部分」を「利息制限法1条所定の制限を超えて利息として支払われた部分」と改める。
- (6) 原判決6頁17行目の「平成18年(受)第276号」を「平成17年(受)第1970号」と改める。
- (7) 原判決6頁21行目の「適用される」の次に「取引の」を加える。

3 結論

以上によれば，被控訴人の請求は理由があるから全部認容すべきであり，これと同じ結論の原判決は相当であつて，本件控訴は理由がないから棄却することとし，よつて，主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

裁判官 橋 詰 均

裁判官 藤 野 美 子

裁判長裁判官山田陽三は，差し支えのため，署名押印することができない。

裁判官 橋 詰 均

No.	取引日	貸付金額		入金額	期間	通常利率		通常利息金	利益喪失日	期間	遅延利率	遅延損害金	利息		元金充当額	繰越利息	残元金
		(c)	(d)			(e)	(f)						(g)	(h)			
33	2005/03/17		30,000		10	18.000	2,877						2,877	0	2,877	0	613,547
34	2005/04/06			25,000	20	18.000	6,051						6,051	16,072	0	0	597,475
35	2005/05/09			25,000	33	18.000	9,723						9,723	15,277	0	0	582,198
36	2005/06/06			25,000	28	18.000	8,039						8,039	16,961	0	0	565,237
37	2005/07/06			25,000	30	18.000	8,362						8,362	16,638	0	0	548,599
38	2005/07/15			20,000	9	18.000	2,434						2,434	0	2,434	0	568,599
39	2005/08/08			24,000	24	18.000	6,729		2005/08/08	9	26.280	3,588	3,588	14,837	0	0	553,762
40	2005/08/17			1,000	0	18.000	0						3,588	0	2,588	0	553,762
41	2005/09/05			25,000	19	18.000	5,188						5,188	17,224	0	0	536,538
42	2005/10/07			24,000	32	18.000	8,467						8,467	15,533	0	0	521,005
43	2005/11/07			24,000	31	18.000	7,964						7,964	16,036	0	0	504,969
44	2005/12/06			24,000	29	18.000	7,221						7,221	16,779	0	0	488,190
45	2006/01/10			24,000	35	18.000	8,425						8,425	15,575	0	0	472,615
46	2006/02/10			25,000	31	18.000	7,225						7,225	17,775	0	0	454,840
47	2006/03/10			20,000	28	18.000	6,280						6,280	13,720	0	0	441,120
48	2006/03/13			3,000	3	18.000	652						652	2,348	0	0	438,772
49	2006/04/10			23,000	28	18.000	6,058						6,058	16,942	0	0	421,830
50	2006/05/11			23,000	31	18.000	6,448						6,448	16,552	0	0	405,278
51	2006/05/31			50,000	20	18.000	3,997						3,997	0	3,997	0	455,278
52	2006/06/05			23,000	5	18.000	1,122						1,122	17,881	0	0	437,397
53	2006/06/09			2,000	4	18.000	862						862	1,138	0	0	436,259
54	2006/07/03			25,000	24	18.000	5,163						5,163	19,837	0	0	416,422
55	2006/08/04			23,000	32	18.000	6,571						6,571	16,429	0	0	399,993
56	2006/08/10			1,000	6	18.000	1,183						1,183	0	183	0	399,993
57	2006/09/11			24,000	32	18.000	6,312						6,312	17,505	0	0	382,488
58	2006/09/13			20,000	2	18.000	377						377	0	377	0	402,488
59	2006/10/10			25,000	27	18.000	5,359						5,359	19,264	0	0	383,224
60	2006/11/08			25,000	29	18.000	5,480						5,480	19,520	0	0	363,704
61	2006/12/08			25,000	30	18.000	5,380						5,380	19,620	0	0	344,084
62	2007/01/10			25,000	33	18.000	5,598						5,598	19,402	0	0	324,682
63	2007/02/08			25,000	29	18.000	4,643						4,643	20,357	0	0	304,325
64	2007/03/09			25,000	29	18.000	4,352						4,352	20,648	0	0	283,677
65	2007/04/10			25,000	32	18.000	4,476						4,476	20,524	0	0	263,153
66	2007/05/08			25,000	28	18.000	3,633						3,633	21,367	0	0	241,786
67	2007/06/05			25,000	28	18.000	3,338						3,338	21,662	0	0	220,124
68	2007/07/02			430,000	27	18.000	2,930						2,930	0	2,930	0	650,124
69	2007/07/09			23,000	7	18.000	2,244						2,244	17,826	0	0	632,298
70	2007/08/07			36,000	29	18.000	9,042						9,042	26,958	0	0	605,340
71	2007/09/10			36,000	34	18.000	10,149						10,149	25,851	0	0	579,489
72	2007/10/10			36,000	30	18.000	8,573						8,573	27,427	0	0	552,062

No.	取引日	貸付金額		入金額		期間	通常利率		通常利息金	利益喪失日	期間	遅延利率	遅延損害金	利息損害金合計		元金充当額	繰越利息	残元金
		(c)	(d)	(e)	(f)		(g)	(h)						(i)	(j)			
73	2007/11/07		36,000	28	18,000	7,622			7,622					7,622	28,378	0	523,684	
74	2007/12/10		35,000	33	18,000	8,522			8,522					8,522	26,478	0	497,206	
75	2007/12/18	360,000		8	18,000	1,961			1,961					1,961	0	1,961	857,206	
76	2008/01/11		45,000	24	18,000	10,132			10,132					10,132	32,907	0	824,299	
77	2008/02/08		45,000	28	18,000	11,351			11,351					11,351	33,649	0	790,650	
78	2008/03/10		45,000	31	18,000	12,054			12,054					12,054	32,946	0	757,704	
79	2008/04/10		45,000	31	18,000	11,551			11,551					11,551	33,449	0	724,255	
80	2008/05/09		45,000	29	18,000	10,329			10,329					10,329	34,671	0	689,584	
81	2008/05/20	80,000		11	18,000	3,730			3,730					3,730	0	3,730	769,584	
82	2008/06/10		46,000	21	18,000	7,948			7,948					7,948	34,322	0	735,262	
83	2008/07/10		46,000	30	18,000	10,848			10,848					10,848	35,152	0	700,110	
84	2008/08/11		46,000	32	18,000	11,018			11,018					11,018	34,982	0	665,128	
85	2008/09/10		46,000	30	18,000	9,813			9,813					9,813	36,187	0	628,941	
86	2008/10/10		45,000	30	18,000	9,279			9,279					9,279	35,721	0	593,220	
87	2008/11/05	46,000		26	18,000	7,585			7,585					7,585	0	7,585	639,220	
88	2008/11/11		46,000	6	18,000	1,886			1,886					1,886	36,529	0	602,691	
89	2008/12/09		45,000	28	18,000	8,299			8,299					8,299	36,701	0	565,990	
90	2008/12/11		6,000	2	18,000	556			556					556	5,444	0	560,546	
91	2009/01/09		51,000	29	18,000	8,000			8,000					8,000	43,000	0	517,546	
92	2009/02/10		51,000	32	18,000	8,167			8,167					8,167	42,833	0	474,713	
93	2009/03/11		51,000	29	18,000	6,789			6,789					6,789	44,211	0	430,502	
94	2009/04/10		51,000	30	18,000	6,369			6,369					6,369	44,631	0	385,871	
95	2009/05/08		51,000	28	18,000	5,328			5,328					5,328	45,672	0	340,199	
96	2009/06/10		51,000	33	18,000	5,536			5,536					5,536	45,464	0	294,735	
97	2009/07/13		51,000	33	18,000	4,796			4,796					4,796	46,204	0	248,531	
98	2009/08/10		51,000	28	18,000	3,431			3,431					3,431	47,569	0	200,962	
99	2009/09/09		51,000	30	18,000	2,973			2,973					2,973	48,027	0	152,935	
100	2009/10/09		51,000	30	18,000	2,262			2,262					2,262	48,738	0	104,197	
101	2009/11/10		51,000	32	18,000	1,644			1,644					1,644	49,356	0	54,841	
102	2009/12/10		51,000	30	18,000	811			811					811	50,189	0	4,652	
103	2010/01/08		51,000	29	18,000	66			66					66	50,934	0	-46,282	
104	2010/02/12		51,000	35	5,000	-221			-221					-221	51,000	-221	-97,282	
105	2010/03/10		51,000	26	5,000	-346			-346					-346	51,000	-567	-148,282	
106	2010/04/15		51,000	36	5,000	-731			-731					-731	51,000	-1,298	-199,282	
107	2010/05/10		51,000	25	5,000	-682			-682					-682	51,000	-1,980	-250,282	
108	2010/06/09		51,000	30	5,000	-1,028			-1,028					-1,028	51,000	-3,008	-301,282	
109	2010/07/12		51,000	33	5,000	-1,361			-1,361					-1,361	51,000	-4,369	-352,282	
110	2010/08/16		51,000	35	5,000	-1,689			-1,689					-1,689	51,000	-6,058	-403,282	
111	2010/09/10		51,000	25	5,000	-1,381			-1,381					-1,381	51,000	-7,439	-454,282	
112	2010/10/08		51,000	28	5,000	-1,742			-1,742					-1,742	51,000	-9,181	-505,282	

No.	取引日	貸付金額		入金額		期間	通常利率	通常利息金	利益喪失日	期間	遅延利率	遅延損害金	利息		元金充当額	繰越利息	残元金
		(c)	(d)	(e)	(f)								(g)	(h)			
113	2010/11/08		51,000	31	5,000		-2,145						-2,145	51,000	-11,326	-556,282	
114	2010/12/09		51,000	31	5,000		-2,362						-2,362	51,000	-13,688	-607,282	
115	2011/01/11		51,000	33	5,000		-2,745						-2,745	51,000	-16,433	-658,282	
116	2011/02/08		51,000	28	5,000		-2,524						-2,524	51,000	-18,957	-709,282	
117	2011/03/09		51,000	29	5,000		-2,817						-2,817	51,000	-21,774	-760,282	
118	2011/04/07		51,000	29	5,000		-3,020						-3,020	51,000	-24,794	-811,282	
119	2011/05/06		51,000	29	5,000		-3,222						-3,222	51,000	-28,016	-862,282	
120	2011/06/08		51,000	33	5,000		-3,897						-3,897	51,000	-31,913	-913,282	
121	2011/07/08		51,000	30	5,000		-3,753						-3,753	51,000	-35,666	-964,282	
122	2011/08/08		51,000	31	5,000		-4,094						-4,094	51,000	-39,760	-1,015,282	
123	2011/09/09		51,000	32	5,000		-4,450						-4,450	51,000	-44,210	-1,066,282	
124	2011/10/07		51,000	28	5,000		-4,089						-4,089	51,000	-48,299	-1,117,282	
125	2011/11/08		51,000	32	5,000		-4,897						-4,897	51,000	-53,196	-1,168,282	
126	2011/12/07		51,000	29	5,000		-4,641						-4,641	51,000	-57,837	-1,219,282	
127	2012/01/06		51,000	30	5,000		-5,007						-5,007	51,000	-62,844	-1,270,282	
128	2012/02/08		51,000	33	5,000		-5,726						-5,726	51,000	-68,570	-1,321,282	
129	2012/03/08		51,000	29	5,000		-5,234						-5,234	51,000	-73,804	-1,372,282	
130	2012/04/10		51,000	33	5,000		-6,186						-6,186	51,000	-79,990	-1,423,282	
131	2012/05/08		51,000	28	5,000		-5,444						-5,444	51,000	-85,434	-1,474,282	
132	2012/06/07		51,000	30	5,000		-6,042						-6,042	51,000	-91,476	-1,525,282	
133	2012/07/09		51,000	32	5,000		-6,667						-6,667	51,000	-98,143	-1,576,282	
134	2012/08/06		51,000	28	5,000		-6,029						-6,029	51,000	-104,172	-1,627,282	
135	2012/09/10		51,000	35	5,000		-7,780						-7,780	51,000	-111,962	-1,678,282	
136	2012/10/09		51,000	29	5,000		-6,648						-6,648	51,000	-118,600	-1,729,282	
137	2012/11/07		51,000	29	5,000		-6,850						-6,850	51,000	-125,450	-1,780,282	
138	2012/12/10		48,023	33	5,000		-8,025						-8,025	48,023	-133,475	-1,828,305	
139	2012/12/10		53	0	5,000		0						0	53	-133,475	-1,828,358	

これは正本である。

平成29年5月23日

大阪高等裁判所第6民事部

裁判所書記官 柴田真美子

